

国の施策説明要旨 「公共交通の課題と対応策について」

国土交通省 総合政策局 公共交通政策部 参事官 島田 勘資

【交通の果たす 3 つの役割】

- まずは、日本として海外とのやり取りをしなければ付加価値がなかなか生み出せないので、国際ネットワークをしっかりと作るという役割がある。
- 2 つ目が、国内の経済全体の活性化の為には幹線交通は必要であり、例えば羽田と那覇を結ぶ航空路によって、様々な経済活動が発生している。物資についても、船などで運ばれている。
- それから 3 つ目の役割として、交通がまちづくりと一体となって、その街の性格付けをするというところまでいっている交通システムも現にあり、地域社会の維持・活性化の役目もある。
- また、那覇の様な大都会での交通以外に、離島航路や、あるいは中山間地でのデマンドバスといったものも含めて、日常の生活になくてはならない足になっている。

【バス交通をめぐる状況】

- 全国の民間事業者の 7 割が赤字、県・市町村などの公営事業者では 9 割が赤字というのが現状。利用者も減少し、全国の路線網も、この 6 年間で 1 万 1,160km のバス路線がなくなっている。

【公共交通空白地域の拡大】

- いわゆる公共交通の空白地域というのが全国で拡大しつつある。
- 日本の国土約 38 万 $k\text{m}^2$ のうち実際に人が住めるところは 11 万 7,600 $k\text{m}^2$ 、その約 3 割にあたる 3 万 6,000km がバス停から 600m 以上、あるいは鉄道の駅から 1km 以上離れている。

【法制上の支援～地域公共交通の活性化及び再生に関する法律】

- こういった状況を踏まえ、国でも平成 19 年に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」を制定し、地域の関係者からなる協議会が策定する「地域公共交通総合連携計画」に対して、国が同計画の策定やその実施を総合的に支援する制度を設けている。
- 現在全国で 492 件の連携計画が策定されており、しっかりと公共交通についての計画を作つて頂ければ、地域公共交通確保維持改善事業予算での補助が可能。

【地域公共交通確保維持改善事業～生活交通サバイバル戦略～】

- 平成 24 年度で総額 330 億円ほどの予算を確保している地域公共交通確保維持改善事業は、① 地域をまたがる幹線のバスネットワーク、あるいは市町村内の支線の様なバス交通(フィーダー)を維持しようという計画を協議会で立てられた時に、想定される標準的な赤字額の半額程度を国の方で補填するという地域公共交通確保維持事業、② エレベーターを設置したり、低床式の路面電車を導入したり、乗り継ぎをする際の抵抗感をなくすために IC カードを導入する時等に、導入に関する経費の一部を補助するバリア解消促進事業、③ 地域の公共交通をどうやって確保維持していくのか調査をする場合のコストを補助する調査事業の 3 つの補助事業からできている。
- 全国で課題が増えているため、国もこの様な支援の仕組みを予算面も含めて充実させてきている。

【交通基本法案の内容と経緯】

- これまでの公共交通は需要がどんどん伸びていたので、マーケットに任せた形での交通ネットワークの整備であった。ところが、人口が減ってくると、維持が困難となり、市場原理に任せてこれらネットワークを減らしていくべきのかというと、そう単純でもなく、人口が減って利用

が減ったところのコストは誰が負担するのか、という非常に難しい問題に直面している。

- ・そのような時代に入ったこともあり、公共交通のネットワークを全体としてどのように維持するべきなのかという計画をしっかりと作って、利害関係者の間で誰がどのような負担をするのかということも考えながら、それぞれの合意を基に進めていく必要があり、そういう合意をしっかりと作っていく骨組みとなるような大きな枠組みとして「交通基本法」が考えられています。
- ・平成 23 年の国会に提出しましたが、結局国会でしっかりと審議をされないまま、この間の国会解散で廃案になりました。その必要性については変わりございませんので、次の政権の皆様と意見交換をさせていただいて決定をしていきたいと考えております。

【都市の低炭素化の促進に関する法律】

- ・「都市の低炭素化の促進に関する法律」は、まちづくりをする際に、なるべくエネルギーを使わない、CO₂の排出が少ないまちづくりをしましょうという法律です。
- ・この法律は、12 月 4 日に施行され、取り組みが着実に進んでいるような状況です。
- ・最後に、こういった色々な仕組みを作りながら、今後公共交通がどのように確保されていくべきか解決策を探っていき、できるだけ多くの方々のご理解をいただきながら、国としても支援していきたいと考えております。引き続き、ご理解・ご協力の程、よろしくお願ひします。